

滋 薬 務 第 5 3 8 号  
令和 4 年(2022 年) 6 月 13 日

一般社団法人滋賀県薬剤師会長  
一般社団法人滋賀県薬業協会会長  
一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会会長  
滋賀県医薬品配置協議会会長  
滋賀県医薬品卸協会会長  
滋賀医療機器工業会長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務課長  
(公印省略)

#### 薬務関係の申請・届出における原本確認の取扱いについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）および毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく申請・届出において、薬局の管理者等の資格を証する書類については、公的機関による原本確認を求めているところです。

このたび、事業者の窓口への移動等に係る負担を軽減するため、薬務関係の申請・届出における資格を証する書類の原本確認について、下記のとおり取扱うこととします。御承知願いますとともに、貴会会員に対する周知をお願いします。

#### 記

1 資格を証する書類（卒業証明書等の原本の提出が可能な書類を除く。）について、公的機関における原本確認に代えて、薬局開設許可等を受けた者または受けようとする者（法人にあってはその代表者）（以下、「許可を受けた者等」という。）により原本照合された書類の提出も可能とすること。

許可を受けた者等が原本照合を行う場合は、資格を証する書類の写しを申請書または届出書に添付するとともに、原本照合済みである旨を写しに記載すること。

なお、許可を受けた者等による原本照合により申請・届出を行った内容について疑義がある場合は、原本の提示を求めることがあること。

<記載例>

この写しは原本と相違ないことを証明する 令和〇年〇月〇日 氏名（法人にあっては名称および代表者の氏名）
---

2 登記簿謄本（登記事項証明書）についても、上記1のとおり取り扱って差し支えないが、県内保健所（大津市保健所を除く）または薬務課のいずれかに申請日または届出日において発行後6ヶ月を経過していない原本が提出されていること。

なお、写しを添付する場合は、その旨を申請書または届出書の備考欄に記載すること。

<記載例>

備考	登記簿謄本は写しを添付 原本は〇〇年〇〇月〇〇日付 薬局（許可番号：第〇〇〇〇号、許可年月日：〇〇年〇〇月〇〇日）変更届に添付
----	--

3 今回の取扱いを踏まえ、郵送による申請・届出を積極的に活用していただきたいこと。

なお、受領印を押印した副本が必要な場合は、副本および返信用封筒（宛先を記載し、郵送に必要な料金分の切手を貼付したもの）を同封すること。

また、郵送にて滋賀県収入証紙を貼付した書類（新規申請書）を提出される場合は、郵送事故による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の郵送状況が追跡できるものとする。

4 本通知の適用範囲は、滋賀県内（大津市内を除く）における薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、再生医療等製品販売業、毒物劇物販売業および毒物劇物業務上取扱者に係る手続きに限るものであること。

滋賀県健康医療福祉部薬務課 薬事指導係 太田 TEL(077)528-3634 FAX(077)528-4863 薬業振興係 花房 TEL(0748)88-2122 FAX(0748)88-4493
---